

私第3466号

平成28年3月29日

各大阪府知事所轄宗教法人代表役員様

大阪府府民文化部私学・大学課長

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行とこれに伴う宗教法人法の一部改正について（通知）

平成26年6月13日、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「新行審査」という。）が公布され、また、同日公布された行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）によって、宗教法人法の一部が改正され、平成28年4月1日に施行されますのでお知らせします。

今回の改正は、新行審査の施行に伴う技術的及び形式的なものであり、（改正の概要は別紙2を参照）、宗教法人事務については、従来の取扱いと異なる点はありません。

大阪府私学・大学課

宗教・専各振興グループ

TEL：06-6210-9271

FAX：06-6210-9276